

平成28年度第1回委員会での 主な指摘事項と対応方針

総合政策局総務課(総合交通体系)
(併)政策統括官付

1. 歩行空間ネットワークデータ整備仕様案改訂について

(※ 一部、次頁のガイドラインと関連する項目を含む)

No.	項目	指摘事項(概要)	対応方針	対応箇所
1	仕様の簡素化とサービス水準	歩行空間ネットワークデータ整備仕様案の改訂方針について、「仕様の簡素化」と「サービス水準」はトレードオフの関係にあるため、具体的な仕様の検討時には留意すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 歩行空間ネットワークデータの整備促進を目的として、バリアフリーの観点から重要度を考慮しつつ、初期整備項目の限定等、仕様の簡素化を検討している。 なお、将来的なサービス向上に向けて、情報項目の追加等の拡張性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> データ仕様案「2.1データの構造」
2	基準の前提条件	データの整備仕様を簡素化する際、その基準の前提となる条件について丁寧に説明したほうがよい。例えば、車いすも押す人や種類によって移動性能が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> 仕様改訂の前提となる考え方・基準等について、関連する移動等円滑化基準等を引用し、仕様案に記載する。 また、車いすの種類等に応じた経路案内サービス等、地域のニーズに応じた将来的なサービス向上に向けて情報項目・属性情報の追加等の拡張性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> データ仕様案「3.3.2リンクの属性情報の取得方法」
3	バリアに関する写真データ	データの取得項目について、勾配や段差等だけでなく、写真も加えれば、障害者が自分の目でバリアを認識することができるため有効ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者において、画像データを公開する既存のサービスを利用したサービスの提供は可能である。 既存のサービスと連携した歩行者移動支援サービスの高度化に向けた取組について、ガイドラインに記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン「6-2データ利用者への情報提供」
4	医療施設の診療科	施設データのうち病院については、例えば人工透析患者に対応できるか等、障害者の多様性への配慮も重要。	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の施設データに付与する情報項目として、診療科目(内科、小児科、外科、産婦人科等)を規定している。 人工透析患者への対応等、将来的なサービス向上に向けて情報項目・属性情報の追加等の拡張性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> データ仕様案「4.3施設データの情報項目と属性情報」
5	既存のサービスとの連携	駅のホームドアの設置状況に関する情報を施設情報として取り扱うことを検討すべき。例えば、駅に関するバリアフリー情報を既に提供しているサービスもあるが、歩行者移動支援の取組の中ですべての情報に対応するのではなく、既存の取組と連携して、より充実したサービスにつなげることを検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者において、駅のバリアフリー情報を公開する既存のサービスを利用したサービスの提供は可能である。 既存のサービスと連携した歩行者移動支援サービスの高度化に向けた取組について、ガイドラインに記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドライン「6-2データ利用者への情報提供」

2. オープンデータを活用した歩行者移動支援の取組に関するガイドライン改訂について

No.	項目	指摘事項(概要)	対応方針	対応箇所
6	本施策の理念・哲学	様々な障害者の状況に対して想像力を働かせながら検討を進めることがユニバーサル社会の実現につながるのではないかと。ガイドライン等において、施策の理念・哲学を盛り込んでほしい。	・ガイドラインの冒頭において、社会的背景を踏まえた歩行者移動支援施策の意義(必要性・重要性)について記載を充実する。	・ガイドライン「2-1ユニバーサル社会の構築に向けた社会的状況」
7	サービスに求める留意事項	オープンデータを活用したサービス展開では、サービス提供は行政ではなくサービス事業者が担うことを想定しているが、サービスに求める留意事項についてガイドライン等に整理したほうがよいのではないかと。	・オープンデータを活用して歩行者移動支援サービスを提供するサービス事業者に対して求める留意事項を記載する。	・ガイドライン「6-2データ利用者への情報提供」
8	聴覚障害者への配慮	歩行者移動支援では聴覚障害者への配慮も必要である。例えば、緊急時には放送によるアナウンス等の音声情報が多くなるため、聴覚障害者は情報を把握できない場合があり、文字で伝えることも重要。	・オープンデータを活用して歩行者移動支援サービスを提供するサービス事業者に対して求める留意事項として、聴覚障害者等の障害内容に応じた配慮事項を記載する。	・ガイドライン「6-2データ利用者への情報提供」

3. その他の指摘事項について

No.	項目	指摘事項(概要)	対応方針
9	利用者からのフィードバックのデータへの反映	サービス利用者から現地の情報等をフィードバックし、その声をデータに反映できるような仕組みが検討できると良い。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の歩行者向けのナビゲーションサービスでは、サービス利用者からの現地の情報等をサービス事業者に対してフィードバックする機能が存在。 ・なお、サービス利用者が自ら現地の情報を反映してデータの更新等が可能となるような仕組み・ツールについて検討中。 ・また、オープンデータサイトを改修し、データ内容に対する問合せ等を受け付ける機能を付加する予定。
10	地方部への施策展開	訪日外国人観光客を各地に誘導していくためにも、地方部において施策を展開することも重要ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者移動支援サービスの普及促進に向け、平成23年度～平成25年度に地方部を含め、14地区で実証事業を実施。 ・さらに平成27年度に神奈川県鎌倉市、島根県松江市、福岡県大牟田市にて歩行者移動支援サービスの普及に向け、アイデアソンやハッカソン等のイベントを実施している。 ・これらの事業では訪日外国人観光客へのサービスを検討しており、今後も引続き、施策展開を図る。
11	施策名称の検討	施策名が長いため、サービスの普及展開に向けたインセンティブとして、わかりやすいプロジェクトの名称を検討するとよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・「ICTを活用した歩行者移動支援サービス」の普及展開に向けて、地方公共団体や民間企業、一般市民等に分かりやすいプロジェクト名称について今後検討を行う。